

2016年11月18日

京都市長 門川 大作 様

部落解放同盟京都市協議会
議 長 宮 崎 茂

要 望 書

1. 京都市において「事前登録型本人通知制度」が発足してから2年有余が経過した。しかし今年10月末現在の登録者数は1,859人であり、京都市民全体の0.13%にすぎない。個人情報の自己コントロール権を確立するためにも、定期的な啓発と周知の他、抜本的な対策が求められるが、登録拡大に向けた方策を示されたい。
2. 各局にまたがって発生した大量の差別落書き事件は一定収束したものの、重大な差別事件が今も発生している。現行の「差別事象に係わるガイドライン」に基づく対応では、効果的な対応が不十分になる。障害者差別に関しては保健福祉局が一元的にとりまとめているが、全市的な人権文化の確立のためにも、ガイドラインを早急に見直されたい。また、差別報告文書（写真等）は原本を黒塗りせず保管されたい。
3. 「ヘイトスピーチ対策法」が本年5月に成立し、「不当な差別的言動は許されない」と宣言され、「地方の実情に応じた施策を講じる」と記されたことにより、全国的に条例制定の動きが加速している。川崎市の事例にもあるように、抑止力として大きな成果をあげているが、京都市行政としても条例制定等の対応策が検討されるべきである。今後の方針を示されたい。
4. 「京都市市営住宅ストック総合活用計画」の進捗状況について示されたい。特に店舗付改良住宅のまちづくりにおける活用方針、ならびに、市内7地区における不正常的な土地所有実態の解消に向けた取り組みについて報告されたい。
5. 「京都市障害者自立支援協議会」「権利擁護部会」に寄せられた相談をみると、まだまだ合理的配慮が行き届いていない現状が表れている。個々の相談について丁寧に対応することは当然のことであるが、そうした差別事象が生じないための京都市としての対策を講じられたい。さらに障害者雇用促進法の改正により雇用環境が変化しているが、今年度の障害者雇用率の現状と取り組みについても、各任命権者ごとに明らかにされたい。

6. 来年度から実施予定の「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行について、現在の取り組み状況と体制について明らかにされたい。対象となる要支援1、2並びに要介護1、2の高齢者への影響についての見解と、同年代の高齢者の生き甲斐づくりとして策定された「地域支え合い型ヘルプサービス」の体制づくりの現状について明らかにされたい。
7. 京都市が本年4月1日付けで設置した、「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」の概要と、今後の方向性について説明されたい。「京都市子どもの生活状況等に関する調査」から見てきた、現状と課題について示されたい。